

家庭教育支援講師事業実施要領

1 目的

家庭教育の各分野において識見と経験に富む人材を登録し、保護者や教職員、その他の家庭教育関係者が抱える家庭教育に関する課題解決に向けて、人材の情報を提供することで、子どもたちの健やかな成長をめざし、家庭教育が一層充実したものになるための支援を行う。

2 奈良県立教育研究所の事務手続

(1) 家庭教育支援講師の登録等

ア 毎年度末に、家庭教育支援講師（以下「講師」という。）の候補者に対して、次年度の登録の諾否や登録する情報等を、奈良県立教育研究所（以下「教育研究所」という。）から、次の様式により照会する。

(ア) 承諾書（様式1）

(イ) 登録票（様式2）

イ 教育研究所は、上記アの照会により承諾を得られた者について、講師として登録し、講師の意向に基づき、講師に係る必要な情報「以下登録情報」を保管する。

(2) 講師情報の提供

教育研究所は、登録情報のうち外部への情報提供について講師の承諾を得られた情報（以下「掲載情報」という。）について、教育研究所のWebサイトに掲載する。またメールにより市町村教育委員会等にその旨を通知する。問合せがあった場合は、掲載情報及び掲載情報以外で講師が個別に情報提供することを承諾された情報を提供する。

(3) 講師情報の取扱いに係る個人情報の保護等

教育研究所は、奈良県個人情報保護条例に基づき、講師情報の保管と提供を適切に行う。

3 講師情報を利用する者の事務手続等

(1) 講師の依頼

ア 講演等を希望する講師について、講演等の主催者は、「家庭教育支援講師名簿」（別紙1）を基に、教育研究所に「家庭教育支援講師紹介依頼書」（別紙2）で申込みをする。

イ 教育研究所からの講師紹介を受け、講演等の主催者は、下記(2)「依頼の際の配慮事項」に基づき、講師に講演等の依頼を行う。

ウ 講演等の主催者は、日程等決定後、教育研究所に報告する。

(2) 依頼の際の配慮事項

ア 講師依頼者は、講演等の主催者として、講演の日程調整及び内容の調整・企画等について、責任をもって対応すること。

イ 講演等に係る経費は、全て講師依頼者の負担とする。

ただし、別途定める「へき地学校に係る家庭教育支援事業実施要領」に基づいて、奈良県教育委員会と共催で実施することが承認されたものについてはこの限りでない。

(3) 事後アンケートへの協力

講演等の主催者は、本事業を効果的で有意義なものとするため、アンケートに協力するものとする。アンケートは下記のQRコードを読み取り、Google Formsから回答する。

[家庭教育支援講師事業 事後アンケート回答フォーム]



附則 本要領は、平成29年4月1日から実施する。
本要領は、令和3年5月11日から実施する。
本要領は、令和5年5月18日から実施する。